

平成 21 年 5 月 21 日

各 位

東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号  
株 式 会 社 ア ド ウ ェ イ ズ  
代 表 取 締 役 岡 村 陽 久  
(コード番号：2489 東証マザーズ)  
問い合わせ先：  
管理担当執行役員 田 中 庸 一  
電 話 番 号 03 (5339) 7122

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 27 日開催予定の第 9 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「株式等決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日付で施行されたことにより、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされております。

これに伴い、現行定款第 8 条（株券の発行）を削除するとともに、現行定款第 9 条（基準日）、第 10 条（株主名簿管理人）、第 11 条（株式取扱規程）について所要の変更及び必要となる条数の繰り上げを行うものであります。

また、株券喪失登録簿は、株式等決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を新設するものです。

（変更案第 8 条、第 9 条、第 10 条及び附則）

(2) 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものであります。（変更案第 2 条 32 号及び 33 号）

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 27 日（土）

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 27 日（土）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (省 略)	第1条 (現行のとおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1	1
・ (省 略)	・ (現行のとおり)
31	31
(新 設)	<u>32 金銭の貸付及びその貸借の媒介</u>
<u>32 前各号に付帯する一切の事業</u>	<u>33 前各号に付帯する一切の事業</u>
第3条～第7条 (省 略)	第3条～第7条 (現行のとおり)
<u>(株券の発行)</u>	(削 除)
<u>第8条 当社の株式については、株券を発行する。</u>	
(基準日)	(基準日)
第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	2 (現行のとおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第9条 (現行のとおり)
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2 (現行のとおり)
3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。	3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第10条 当社の株主権行使の <u>手続き</u> その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第12条～第47条 (省 略)	第11条～第46条 (現行のとおり)
(新 設)	<u>附則</u>
	<u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u>
	<u>本附則は、平成22年1月5日まで有効なものとし、平成22年1月6日をもって削除する。</u>